

》緊急雇用対策事業《

韮崎市では今般の経済危機に際して、主に下記のメニューにより市内の事業者や求職者を支援しています。

【事業者向け】

1 雇用安定化対策助成金 new !

韮崎市では、国の雇用調整助成金もしくは中小企業緊急雇用安定助成金(休業又は出向)を受給している市内企業者に対して市単独による加算助成金を交付します。

助成基準

中小企業者・休業等労働者一人一日当たり限度額 1,000円(年間限度額 100万円)
上記以外……休業等労働者一人一日当たり限度額 500円(年間限度額 500万円)

2 利子補給金・保証料助成金 対象資金拡大！

韮崎市では、緊急経済対策として平成20年11月から市内の中小企業者が行う借入金に対して、30%の利子補給と50%の山梨県信用保証協会保証料助成を行っています。この度、対象に4融資を追加することで(計12融資)、更なる支援を続けていきます。

		融資名	利子補給	保証料助成
山梨県 商工業 振興資金	新規	・連鎖倒産防止融資原油 ・原材料価格高騰対策融資		
		・不況業種対策融資 ・事業促進融資		
		・起業支援融資 ・新分野進出支援融資		
		・小規模企業サポート融資		県助成 50%
商工会		・商工貯蓄共済融資 ・スィフト500	-	
日本政策 金融公庫	新規	・普通貸付(一般貸付) ・マル経融資		-
		・特別貸付(セーフティネット貸付)		-

3 中小企業信用保険法の認定制度

この制度は、全国的に業況が悪化している業種を営んでいるなど経営の安定化や資金繰りに支障をきたしている中小企業を支援するための制度で、中小企業信用保険法に基づいて市長の認定を受けると、山梨県信用保証協会において保証枠が拡大され融資が受けやすくなります。

認定要件

国が定める特定業種(平成 21 年 6 月現在 781 種)を営んでいること
直近 3 ヶ月の平均売上額・平均売上総利益率が前年同期比 3%以上 外

(上記 1～3 のお問い合わせ 商工観光課商工労政担当 22 - 1111 < 216 >)

【求職者向け】 new !

4 ホームヘルパー資格取得に対する助成金

平成 21 年 4 月以降に訪問介護員(ホームヘルパー)研修 2 級課程を修了した韮崎市民に対して最大 5 万円を限度額に受講料の 50%まで助成金を交付します。

(お問い合わせ 福祉課 福祉介護担当 22 - 1111 < 180 >)

5 新規就農者に対する助成金

韮崎市内で新規就農する山梨県認定就農者に対して、最長 2 年間を限度期間とし、一世帯当たり最大で 8 万円の助成金を交付します。

(お問い合わせ 農林課 農林振興担当 22 - 1111 < 223 >)

各支援策の詳細や申請様式は [韮崎市ホームページ](#) をご覧ください。

【[韮崎市](#)】で検索！ 【[韮崎市オフィシャルホームページ](#)】へ
もしくは【<http://www.city.nirasaki.lg.jp>】 click! now!!

生活シーンで探す	就労・仕事	緊急雇用対策
対象者で探す	成人、勤労者、事業者	

ふるさと就職推進奨励金はこちら

生活シーンで探す	就労・仕事	就労支援
----------	-------	------